



“妊婦のための支援給付” のご案内

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしてほしい…そんな思いを実現するため、妊婦さんへ「支援給付」を行っていること、ご存じですか？各市区町村の相談窓口では、給付の仕組みはもちろん、保健師等が妊娠・出産に関する疑問や不安に丁寧にお答えします。ぜひお気軽にお問い合わせください。

✿ 対象者 (※1)

妊娠している方

✿ 支給額 (※2)

1回目：妊婦給付認定後（母子手帳交付時申請）

5万円

妊娠している

2回目：子どもの人数の届出
(産後1ヶ月頃の育児学級時)

妊娠している子どもの人数 × 5万円

✿ 給付と面談をセットで実施

1 昭和町役場
いきいき健康課で
申請

母子手帳交付時に保健師と
面談の上、給付認定の申請
を行います。



2 伴走型で
相談支援します

出産前はもちろん、出産後も。相談を通じて、利用できる制度やサービスを
ご紹介します。



✿ 妊娠とは

この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義していますので、胎児心拍確認後に、住民票のある市区町村に申請を行うことができます。



申請時期

- ①妊婦給付認定申請 …母子手帳交付時（医療機関において妊娠が確認された後から）
- ②妊娠している子どもの人数の届出 …昭和町では産後1ヶ月頃の育児学級時

(※1) 流産・死産等の場合も支給の対象になります。その場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日以降に届け出ることができます。

【お問合せ先】

昭和町役場いきいき健康課（こども家庭センター） TEL：055-267-5044